

## 民間の育英会への資料の提供について（同意書）

- 1 飯田市には、飯田市奨学金貸与条例に基づき飯田市が貸与を行う奨学金の制度のほか、民間から飯田市が寄附を受けた金員により設立された、民間の育英会（以下「育英会」といいます。）が3つあります。
- 2 3つの育英会は、次のとおりです。
  - (1) 龍峡育英会（事務局 八十二銀行飯田支店）
  - (2) 長志育英会（事務局 飯田信用金庫桐林支店）
  - (3) 松村育英会（事務局 八十二銀行飯田駅前支店）
- 3 飯田市では、飯田市奨学生に出願していただいた方の資料を、育英会に対して、それぞれの育英会が奨学生の選定を行うための資料として提供しています。
- 4 育英会では、奨学生の選考を行い、決定の上奨学金の貸与を行います。
- 5 大学院生、大学生、短大生、専門学校生に貸与される金額は、飯田市、育英会とも同額です。（高校生に対する貸与金額は、飯田市と民間育英会では異なる場合があります。）また、償還の方法は、各育英会とも飯田市の奨学金制度に準じています。大学等を卒業後飯田市に居住した場合に償還の一部を免除する措置も、育英会でも適用になります。
- 6 育英会に対して提供を行う事項は、次のとおりです。
  - (1) 出願者の出身校
  - (2) 出願者の氏名
  - (3) 親権者の氏名及び住所
  - (4) 出願者の家族の人数
  - (5) 親権者の職業
  - (6) 親権者の前年の所得額
  - (7) 在籍している学校名及び学部名
  - (8) 出願の理由
  - (9) 他の奨学金制度への出願の有無
- 7 飯田市から育英会への資料の提供に関して、ご理解のうえ、下記のとおり同意をお願いします。

私は、飯田市長が、私が飯田市奨学生の出願（飯田市奨学金貸与条例（昭和37年飯田市条例第16号）第6条に定める願書の提出をいいます。）に当たり、飯田市長に提出した願書その他の文書（以下「願書等」といいます。）に記載された個人情報を、育英会（上記2に記載するものをいいます。）に対して当該育英会における奨学生の選定の資料として提供することに同意します。また、私が育英会から奨学金の貸与の決定を受けた場合は、飯田市長が、願書等を当該貸与の決定を受けた育英会に提供することに同意します。

年 月 日

出願者氏名

親権者その他生計維持者

（備考）氏名を自署しない場合には記名押印すること。